第2部 契約各論

第10章 寄託・混合寄託・消費寄託 657-666条

【設例I】寄託物の引渡前における解除

A は、B から海外出張の1 ヶ月の間、飼い犬の花子を預かって欲しいと相談され、A と B は花子の寄託について契約を締結した。このとき、花子の預かりに必要な費用は B が負担するが、報酬の支払は必要ないとの約束をし、この契約に関する書面を作成した。

- (1) この事案において、契約締結後に B の出張が中止になったため花子を A に預かっても らう必要がなくなったとき、B は、寄託契約を解除できるか。
- (2) この事案において、契約締結後、花子の引渡しを受ける前に、Aの仕事が急に忙しくなり、預かりが困難となった。このとき、Aは、寄託契約を解除できるか。

「構造〕

【設例Ⅱ】無償寄託と有償寄託

Bは、古希のお祝いとして友人や仕事の関係先から高価なワイン計70本を贈られたため、ワイン収集が趣味でワインセラーを所有している知人Aに保管を依頼した。この契約の際に、①AとBが寄託にかかる報酬についての合意をしなかった場合と、②寄託料として月額1000円をBがAに支払うことを取り決めた場合で、受寄者Aが負う義務にはどのような違いがあるか。

[構造]

第2部 契約各論 第10章 寄託・混合寄託・消費寄託 657-666条

【図】受寄者と寄託者の義務 [構造]

目的物保管義務・ 目的物返還義務 受寄者 寄託者 A 寄託契約 B *特約がある場合: 報酬支払義務